

告 示

埼玉県告示第七百三十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）

二 作業地域

さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市中央区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、蕨市、戸田市（地盤沈下関連水準測量）
加須市、久喜市、幸手市（河川事業に伴う水準測量）

三 作業期間

令和二年七月十七日から令和三年二月二十八日まで